

## 海外進出の形態別メリット・デメリット②

### 支店と子会社の税負担額の比較

中小企業の海外進出が進む昨今、日本に比べ低い法人税率を効果的に使うことが重要な関心事となっておりますが、海外進出の形態（駐在員事務所、支店、子会社等）によってどのくらい税負担額が異なるかを検討している会社はまだ多くはないように感じます。会社の方針や現地ビジネスの状況に基づき、形態別の税負担額を具体的に比較検討することが望ましいと考えます。ここで、子会社と支店の場合を例にして、海外進出の形態によってどのような税負担額の差が生じるかを検証したいと思います。

#### 【ケース1】

日本税率 40%、外国税率 25%  
日本法人のみの利益 5,000  
外国支店/子会社のみ利益 3,000

	支店	子会社
海外税額	$3,000 \times 25\% = 750$	$3,000 \times 25\% = 750$
日本法人 利益	本店5,000+支店3,000 =8,000	5,000+配当2,250(*)=7,250 (*) $3,000 - 750 = 2,250$
税務調整	-	(配当益金不算入) $2,250 \times 95\% = 2,137$
日本法人 課税所得	8,000	$7,250 - 2,137 = 5,113$
法人税額	$8,000 \times 40\% = 3,200$	$5,113 \times 40\% = 2,045$
外国税額控除 限度額	$3,000 \times 3,000 / 8,000 = 1,125$ $1,125 > 750$	-
差引法人税額	$3,200 - 750 = 2,450$	2,045
合計税負担額	$750 + 2,450 = 3,200$	$750 + 2,045 = 2,795$

※子会社の方が合計税負担額が小さくなり有利

ケース1は外国支店/子会社において利益が生じている場合の比較です。子会社の場合、外国における低税率（軽減税率）のメリットを享受することができますが、支店の場合外国の利益も日本の税率が課せられることになります。

#### 【ケース2】

日本税率 40%、外国税率 25%  
日本法人のみの利益 5,000  
外国支店/子会社のみ利益  $\Delta 1,500$

	支店	子会社
海外税額	0	0
日本法人 利益	本店5,000-支店1,500 =3,500	5,000+配当0=5,000
税務調整	-	-
日本法人 課税所得	3,500	5,000
法人税額	$3,500 \times 40\% = 1,400$	$5,000 \times 40\% = 2,000$
外国税額控除 限度額	-	-
差引法人税額	1,400	2,000
合計税負担額	1,400	2,000

※支店の方が合計税負担額が小さくなり有利

一方、ケース2は外国支店/子会社において損失が生じている場合の比較です。支店の場合外国で生じた損失を日本の所得に合算することができますが、子会社の場合外国で生じた損失はあくまで外国子会社に帰属することになり、日本の所得に合算することはできません。

### 海外進出の進め方について

海外進出の進め方としては、現地の情報や海外進出のノウハウがない企業の場合は、現地情報の収集を主な目的として駐在員事務所を設置することが最初のステップになるかと思えます。現地でのビジネスを本格化させる段階になった場合、当面は現地国での利益が見込まれないようであれば、支店の形態で進出する方がグローバルな税務メリットを享受することができると考えられます。一方、短期的に現地国での利益が見込まれる場合には、子会社の形態をとることで現地国の低税率のメリットを得ることができます。海外進出では、現地国のみならず、日本の税法の特徴を踏まえた上で、現地におけるビジネス状況・事業計画と照らし合わせながら適切な海外進出の形態を慎重に検討すべきだと考えられます。

(文責：齊藤)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ  
税理士法人 青山トラスト 広報企画室  
Email : [info@aotaf.jp](mailto:info@aotaf.jp)